

令和8年1月13日
島根県教育庁学校企画課
担当者 和田正利
電話 0852-22-6916

教職員の公金等の不適正処理による懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

【会計担当者】

- 1 該当者
 - (1) 校種 浜田教育事務所管内小学校
 - (2) 職名 事務職員
 - (3) 年齢 30歳代
 - (4) 性別 女
- 2 処分内容 懲戒処分「減給10分の1 3月」
- 3 処分期日 令和8年1月13日
- 4 事実概要及び処分理由

当該事務職員は、令和5、6年度の2年間勤務した浜田教育事務所管内中学校における会計を担当していた。その間、複数の学校会計において、未徴収金、業者への未払い、公金等の持ち帰り及び不明金等により総額1,881,011円の不適正処理が行われた。また、当該事務職員は支出伺い等の必要な処理を怠り許可なく学校会計の口座から出金をした。ただ、公金等の私的な流用は認められなかった。この不適正処理は令和7年4月に赴任した校長が学校会計を確認することで発覚した。

当該事務職員の公金等の不適正処理は、学校及び教職員全体に対する信頼を損なうものであつて、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

このため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該事務職員は持ち帰った公金等は全額返金した。
- (2) 11月28日時点で、学校会計における不明金は全額確認された。

【管理監督者】

- 1 該当者
 - (1) 校種 浜田教育事務所管内中学校
 - (2) 職名 校長
 - (3) 年齢 50歳代
 - (4) 性別 男
- 2 処分内容 懲戒処分「減給10分の1 1月」
- 3 処分期日 令和8年1月13日
- 4 事実概要及び処分理由

当該校長は、令和5、6年度の2年間にわたり、勤務する浜田教育事務所管内の当該中学校の校長として当該事務職員を管理監督する立場でありながら、今回の非行を防止できなかった。

また、会計管理の責任者として学期ごとの会計確認及び年度末の会計監査を適切に実施しておらず、また一部の学校会計に係る通帳及びその印を適切に管理していなかった。これは、管理監督者としての指導監督に著しく適性を欠くものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記2の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) 当該事務職員の当時の勤務校教頭には管理責任を問い合わせ、管轄の教育委員会において文書訓告が行われた。
- (2) 再発防止に向けた対応として、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、今回の事案を踏まえた公金等の取扱い及び服務規律確保の徹底について文書通知を行うとともに、今後の研修会・会議等の機会を通じて重点的に周知等を行う。